

これを聽聞してまことの信心決定すべくんば、眞實々々聖人報謝の懇志に相叶ふべきものなり。
三 哀れなる哉や、夫聖人の御往生は年記遠く隔たりて、既に一百餘歳の星霜を送ると雖も、御遺訓ますく盛にして、教行信證の名義今に眼前に遮り、人口に残れり。尊むべし信すべし。これに就て當時真宗の行者の中に於て、眞實信心の獲得せしむる人は是れ少し。たゞ人目仁義ばかりに、名聞の心を以て報謝と號せば、如何なる志を致すといふとも、一念歸命の眞實の信心を決定せざらん人々は、其の所詮あるべからず。まこととに水に入りて垢落ちすといへる類なるべき歟。これによりて此の一七箇日報恩講中に於て、他力本願の理を懇に聞き開きて、專修一向の念佛の行者にならんに至りては、まことに今月聖人の御正忌の素意に相叶ふべし。是れ併しながら、眞實々々報恩謝德の御佛事となりぬべきものなり。あなかしこく。

奥書 于時文明九年十一月初比、俄爲報恩謝德染翰記之者也

横川法語

まづ三惡道を離れて人間に生ること大きなよろこびなり。身は曠しくとも畜生に劣らんや、家は貧しくとも餓鬼に勝るべし、心におもふことかなはずとも地獄の苦に比ぶべからず、世の住み憂きは厭ふたよりなり。このゆゑに人間に生れたることを喜ぶべし。信心あさけれども本願ふかきゆゑに、たのめば必ず往生す。念佛ものうけれども稱ふれば定めて來迎にあづかる。功德莫大なる故に本願に遇ふことを喜ぶべし。また云く、妄念はもとより凡夫の地體なり、妄念のほかに別に心は無きなり。臨終の時まで一向妄念の凡夫にてあるべきぞ」と心得て念佛すれば來迎にあづかりて蓮臺に乗する時こそ妄念をひるがへして覺の心とはなれ。妄念のうちより申し出したる念佛は濁にしまぬ蓮のごとくにて決定往生疑あるべからず。

一枚起請文

もろこし我が朝にもろくの智者達の沙汰し申さる、觀念の念にもあらず。また學文をして念のころを悟りて申す念佛にもあらず。² たゞ「往生極樂のためには南無阿彌陀佛と申して、疑なく往生するぞ」と思ひひとりて申すほかには別の仔細候はず。⁴ 但し三心四修と申すことの候ふは皆決定して「南無阿彌陀佛にて往生するぞ」と思ふ中にこもり候ふなり。⁵ この外に奥深きことを存ぜば二尊のあはれみにはづれ本願にもれ候ふべし。⁶ 念佛を信ぜん人は、たとひ一代の法をよくく學すとも、一文不知の愚鈍の身になして、尼入道の無智のともがらに同じて、智者振舞をせずして、唯一一向に念佛すべし。

御臨末の御書

我が歳きはまりて、安養淨土に還歸すといふとも、
和歌の浦曲のかたを浪の、寄せかけく歸らんに同じ。
一人居て喜ば、二人と思ふべし、
一人居て喜ば、三人と思ふべし、
その一人は親鸞なり。

我なくも法は盡きまじ和歌の浦

弘長二歳十一月

愚禿 親鸞 滿九十歲

領解文

四

もろくの雜行・雜修・自力の心をふり捨て、一心に「阿彌陀如來」が今度の一大事の後生御たすけ候へ」とたのみ申して候。

3 たのむ一念のとき、往生一定御たすけ治定とぞんじ、

4 此の上の稱名は、御恩報謝と存じよろこび申し候。

5 此の御ことわり聴聞申しわけ候ふこと、御開山聖人御出世の御恩・次第相承の善知識の淺からざる御勸化の御恩と、難有ぞんじ候。

6 此の上は定めおかせらる、御掲、一期をかぎりまもり申すべく候。

御裁斷の御書

七九一

【抑も當流安心の一義といふは聞其名號信心歡喜乃至一念をもて他力安心の依憑とはするなり。此のことわりを安く知らしめんが爲に、中興上人はさしよせて「諸の雜行雜修自力のころをふりすて、一心に阿彌陀如來」等が今度の一大事の後生御助け候へとたのめ」とは教へたまへり。依りて「彌陀をたのむ者は決定往生し、たのまぬ者は往生不定なり」と前々住上人も仰せられたり。又前住上人も「自らたしかに彌陀をたのみたる一念の領解なきこと」を深くいましめたまへり。この「一念」といふは宿善開發の機其名號を聞持する時なり。このたのも一念の信心なくば今度の報土の往生は叶ふべからず」と予も相承しはべりき。然るに近來門葉の中に此のたのも一念に付いて、三業の規則を穿鑿し、或は記憶の有無を沙汰し、殊に凡夫の妄心をさして金剛心と募り、或は自然の名をかり、義解などいふ珍らしき名目を立て、種々の妄説をなして道俗を惑はしむる事、言語道斷あさましきことにあらずや。是れ予が教示のあまねからざる所にして不徳の然らしむるにやと朝に夕に寢食を忘れて深く心をいたましむる所なり。各如何が心得られ候哉。【】上にしめすが如く「彌陀をに信順するこゝろなり。されば善導は「深く機を信じ、深く法を信ぜよ」と教へたまへり。先づ「我身は極悪、深重のあさましき者なれば地獄ならでは趣くべき方もなき身なり」と知るを「深く機を信する」とはいふなり。

又「かかる徒者を哀みましくて、願も行も佛體に成就してすぐはんと誓ひたまへる御姿則ち阿彌陀如來なり」と思ひて我が往生を願力にまかせ奉ることの少しも疑なきを「法を信する」とはいふなり。されば、徒に信じ徒にたのむにはあらず、雜行雜修自力をすて、一心なく信するが則ち「たのむ」なるが故にそのころを顯して「助けたまへと彌陀をたのめ」とは教へたまふなりき。更に凡夫不定の迷情を思ひかたむる一念の願心を「往生の正因」と教へたまへるにはあらずとするべし。⁸此義は別紙にもべ候へども尙ほ惑の解けざらん輩も有らめと重ねて筆を染むるものなり。⁹かまへて末學の書・抄等によりて一流真宗の正義を取り惑ふべからず。¹⁰されば事に大小あり業に緩急あり、今示す處は當流の肝要、我人生死出離の一大事なれば、是より急ぐべきはなく又是より重きは非ざるべし。若し猶ほ我執を募り過を改めずんば永き世開山聖人の御門徒たるべからざる者はなり。¹¹こひねがはくは心得惑うたる人々今より後はいよ／＼妄情をひるがへして當流の正義にもとづかるべきこと肝要に候。古語にも「知ニ其愚二者非二大愚一・知ニ其惑二者非二大惑一也」といへり。¹²されば自ら惑としりて惑ふ者はあらず惑をまどひと知らざるゆゑなり。¹³かかる人は明者の指南にあらずんば誰か能く其惑を解かんや、此旨能くく分別可レ有候。¹⁴一息つかざれば千載に永くゆく習なれば急ぎて信心決定有るべく候。¹⁵扱信心決定の上は¹⁶行住坐臥に「南無阿彌陀佛南無阿彌陀佛」と佛恩を報謝し奉り、¹⁷王法・國法に違反なく、仁義の道を相嗜み¹⁸如法に法義相續ありて、¹⁹今度の往生を待ちうるばかりの身となられ候はゞ。予が本懷是にすぐべからず候也。²⁰穴賢く〇龍谷第十九世釋本如

御遺訓の御書

【一】予文政丁亥の春龍谷の寺務となりしこのかた、前住上人より相承し侍る一宗の本義毫末もあやまりなく代代の宗主の化風にしたがひ四十餘年が間教導し侍りしに²はや齡も古稀をすぎ、こそよりは病の牀にふし起居も心にまかせず、おのづから化導もうとくしくなりなんと旦暮心をいため候。³はた此度は近來稀なる祝融の氣さかんにして老體日におとろへ、もはや當年のうちには報土往生の素懐をとけ候はめとおもひせめては同心の行者繁昌ありてこそ命ながきしるしともなりぬべしと老のくり言を嗣法に筆をとらせかきつらね候へば、よくく聴聞あるべく候。⁴夫、⁵皇國に生をうけしもの皇恩を蒙らざるはあらず。⁶殊に方今維新の良政をしきたまひ内億兆を保安し外萬國に對峙せんと夙夜に⁷、⁸御慮を勞したまへば、⁹道にまれ俗にまれたれか王化をたすけ、¹⁰皇威を耀し奉らざるべけんや。況や佛法の世に弘通すること偏に¹¹、¹²國王・大臣の護持により候へば、¹³佛法を信する輩いかでか王法の禁令を忽緒せんや。是によりてわが宗においては王法を本とし仁義を先とし神明をうやまひ人倫を守るべきよしかねてさだめおかるゝ所なり。¹⁴是れ則ち觸光柔軟の願益によりて崇徳興仁・務修禮讓の身となり候へば、天下和順・日月清明の金言に相かなひ。皇恩の萬一を報じ奉ることわりなるべし。されば祖師聖人は「世の中安穩なれ佛法ひろまれ」とおもふべきよし申したまへり。しかるを佛教だに信すれば世教はさもあらばあれなど心得まどへる、かなしかるべきことなり。¹⁵是によりて中興

上人も「王法をひたひにあて、佛法を内心にたくはへよ」と教へたまへり。其の佛法といふは弘願他力の一法にして、兼々聽聞の通り、まづ「わが身はわろきいたづらものなり」と思ひつめて、もろくの雜行雜修、自力疑心をしてはなれ、一心一向に「阿彌陀如來後生助け候へ」とたのみ奉る一念に。彌陀はかならず其の行者を攝取してすてたまはす、我等が往生ははや治定し侍るなり。此のうれしさをおもひ出でては、造次にも顕沛にも佛恩をよろこび、行住坐臥に稱名をとなへ、如實に法義相續せらるべく候。【四】希はくは一流的道俗上に申すところの相承の正意を決得し、眞俗二諦の法義をあやまらず。現生には、英國の忠良となり罔極の朝恩に酬い。來世には西方の往生をとけ永劫の苦難をまぬかるゝ身となられ候やう。和合を本とし自行化他せられ候は、開山聖人の法流に浴せる所詮此の上はあるまじく候。【五】かへすべくも同心の行者繁昌せしめ候ふこそ老が年來の本懐に候へば、此の消息も後のかたみとおもひ能く心をとめられ候ふやう希ふところに候也、あなかしこく。

明治辛未年初秋下旬。

【六】右消息者、前住之遺訓而祖師相承之宗義、眞俗二諦之妙旨也、浴一流輩、本此遺訓、進而者遵政令、退而者辨出要候事、可爲肝要者也。壬申春正月。龍谷寺務釋明如

聖德皇太子十七條憲法

七九四

【一】一に曰く「和を以て貴と爲し、忤ふこと無きを宗と爲す。」人皆黨有り亦達者少し。是を以て或は君・父に順はず、乍ち隣・里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論はんに諧ひぬるときには、則ち事理自に通る、何事が成らざらん。

【二】二に曰く「篤く三寶を敬へ。三寶は佛法僧なり、則ち四生之終歸萬國之極宗なり。何の世・何の人か是の法を貴ばざる。人尤だ惡しきもの鮮し、能く教ふるをもて從ひぬ。其れ三寶に歸りまつらずば、何を以てか枉れるを直うせん。」

【三】三に曰く「詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とす、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載す、四の時順り行き、萬の氣通ふを得。地天を覆はんと欲んときは則ち壞を致さんのみ。是を以て、君言へば臣承はる、上行へば下靡く。故に詔を承けては必ず慎め、謹まずば自己敗れなん。」

一曰。以和爲貴、無忤爲宗。人皆有黨、亦少達者。是以或不順君父、乍違于隣里。然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成。

二曰。篤敬三寶。三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗。何世何人、非貴是法。人鮮尤惡、能教從之。其不歸三寶、何以直枉。

三曰。承詔必謹。君則天之、臣則地之。天覆地載、四時順行、萬氣得通。地欲覆天、則致壞耳。是以君言臣承、上行下靡。故承詔必慎、不謹自敗。

四に曰く、² 羣卿百寮禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの
本は要す。禮に在り、⁴ 上禮不きときは下齊らず、下禮無ければ以て
必ず罪有り。是を以て羣臣禮有るとときは位の次亂れず、百姓禮有
るときは國家自に治まる。

五に曰く、² 聲を絶ち、欲を棄て、明に訴訟を辨へよ。
其れ百姓の訟は、一日に千事あり、一日すら尙ほ爾り、況て巣を累
ぬるをや。⁴ 頃訟を治むる者は利を得るを常と爲し、貯を見ては
讐⁵ を聽く。⁵ 便ち財有るもの、訟は石をもて水に投ぐるが如し、乏
しき者の訴は水をもて石に投ぐるに似たり。⁶ 是を以て、貧民は則
ち由る所を知らず、臣道亦焉に闕けぬ。

六に曰く、² 悪を懲し善を勸むるは古の良典なり。³ 是を以て人
の善を置すこと無く、惡を見ては必ず匡せ。⁴ 其れ詔ひ詐る者は則ち
國家を覆すの利器たり、人民を絶つの鋒劍たり。⁵ 亦佞しく
媚ぶる者は上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては
則ち上の失を誹謗る。⁶ 其れ如此の人は皆君に忠無し民に仁無し
是れ大なる亂の本なり。

四曰。羣卿百寮。以禮爲本。其治民之本。要在乎禮。上不禮而下非齊。下無禮以必有罪。是以羣臣有禮。位次不亂。百姓有禮。國家自治。

五曰。絕鑿棄欲。明辨訴訟。其百姓之訟。一日千事。一日尙爾。況乎累歲。頃治訟者。得利爲常。見賄聽讞。便有財之訟。如石投水。乏者之訴。似水投石。是以貧民則不知所由。臣道亦於焉闕。

六曰。懲惡勤善。古之良典。是以无匿人善。見惡必匡。其詔詐者。則爲覆國家之利器。爲絕人民之鋒劍。亦佞媚者。對上則好說下過。逢下則誹謗上失。其如此人。皆无忠於君。無仁於民。是大亂之本也。

【セ】 七に曰く 人各任し掌ること有り、宜しく謹れざるべし 3
其れ 賢哲官に任すときは頑むる者則ち起り、奸者官を有つときは
は禍亂則ち繁し 4 世に生れながら知るもの少し、剋く念ひて聖と
作る事大と少と無く、人を得て必ず治まり、時急と緩と無く、賢
に遇うて自ら寛なり 6 此に因つて國家永く久しうして社稷危きこ
と勿し 7 故古の聖王官の爲にして人を求む、人の爲に官を求め
たまはず。

七曰。人各有任掌。宜不濫。其賢哲任
官。頌音則起。舒者有官。禍亂則繁。
世少生知。剋念作聖。事無大少。得人
必治。時無急緩。遇賢自寬。因此國家
永久。社稷勿危。故古聖王。爲官以求
人。爲人不求官。

八に曰く。翠卿百寮。早く朝り晏く退でよ。公事は隨きこと辟く。終日にも盡くし難し。是を以て遅く朝れば急なるに逮ばず。早く退れば必ず事盡くさず。

八曰。羣卿百寮，早朝晏退。公事靡鹽，終日難盡。是以遲朝、不逮于急、早退必事不盡。

九曰。信是義本。每事有信。其善惡成敗，要在于信。羣臣共信，何事不成，羣臣無信，萬事悉敗。

九に曰く 信は是れ 義の本なり 事毎に信有れ 其れ善きも
惡しきも成るも敗るゝも要す信に在り 羣臣共に信あるときは何事
か成らざらん、羣臣信無ければ萬の事悉くに敗る。

九曰。信是義本。每事有信。其善惡成敗。要在于信。羣臣共信。何事不成。羣臣無信。萬事悉敗。

彼れ必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ是みし非みするの理詎ぞ能く定む可き。相共に賢く愚かなること、銀の端無きが如し。是を以て彼人は瞋ると雖も還つて我が失を恐る、我れ獨得たりと雖も衆に從ひて同じく學へ。

【二】十一に曰く、功と過とを明察にして賞と罰と必ず當てよ。日者賞日者、賞は功に在きてせず、罰は罪に在きてせず。事を執れる羣卿宜しく賞・罰を明にすべし。

【三】十二に曰く、國司・國造百姓に歛ること勿れ。國に二の君非し、民に兩の主無し。率土の兆民王を以て主と爲す、任せる官司は皆是れ王の臣なり。何ぞ敢て公の與に百姓に賦め歛らん。

【四】十三に曰く、諸の官任せらる者同じく職掌を知れ。或は病し或は使して事に闕くる有らん。然れども知ることを得るの日には和ぐこと曾より識れるが如くせよ。其れ與り聞くこと非しといふを以て公務を勿防けそ。

【五】十四に曰く、羣臣百寮嫉み妬むこと有ること無かれ。我既に

非之理、詎能可定。相共賢愚、如銀無端。是以彼人雖瞋、還恐我失、我獨雖得、從衆同舉。

十一日。明察功過、賞罰必當。日者賞不在功、罰不在罪。執事羣卿、宜明賞罰。

十二日。國司國造、勿歛百姓。國非二君、民無兩主。率土兆民、以王爲主。所任官司、皆是王臣。何敢與公、賦歛百姓。

十三日。諸任官者、同知職掌。或病或使、有闕於事。然得知之日、和如曾識。其以非與聞、勿防公務。

十四日。羣臣百寮、無有嫉妬。我既嫉

人、人亦嫉我、嫉妬之患、不知其極。所以智勝於己則不悅、才優於己則嫉妬。是以五百歲之後、乃今遇賢、千載以難待一聖。其不得聖賢。何以治國。

十五日。背私向公、是臣之道矣。凡人有私必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公。憾起則違制害法。故初章云、上下和諧、其亦是情歟。

十六日。使民以時、古之良典。故冬月有閒、以可使民。從春至秋、農桑之節、不可使民。其不農何食、不桑何服。

人を嫉めば人亦我を嫉む、嫉妬の患其の極を知らず。所以に智己に勝れば則ち悦ばず、才己に優れば則ち嫉妬む。是を以て五百歳にして後乃今し。賢に遇ふとも、千載にして以て一の聖を待つこと難し。其れ聖・賢を得ざれば何を以てか國を治めん。

【五】十五に曰く、私を背きて公に向ふは是れ臣之道なり。凡そ人に私有れば必ず恨有り、憾有れば必ず同らず、同らずければ則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば則ち制に違ひ法を害る故に初の章に云へらく、上下和ぎ諧へと、其れ亦是の情なる歟。

【六】十六に曰く、民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故冬月には閒有り、以て民を使ふ可し。春より秋に至りては農・桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農らすば何をか食はん、桑せすば何をか服ん。

【七】十七に曰く、夫れ事をば獨り断む可からず、必ず衆と與に宜しく論ふべし。少しき事は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯だ大なる事を論はんに逮びては若し失有らんことを疑ふ。故に衆と與に相辨ふるときは辭則ち理を得。

十七日。夫事不可獨斷、必與衆宜論。少事是輕、不可必衆。唯逮論大事、若無有失。故與衆相辨、辭則得理。

阿育聖王詔勅

一 嚴碑十四條道誥

【】(1) 此の道誥(Dhamma-lipi)は天愛喜見王(Devanampatiya Pratyayada, si Ranya)の錄さしめたまふ所なり。此處にては如何なる生者をも殺して贊とするゝとある可からず。又如何なる祝の宴をも開くことある可らず。そは天愛喜見王は祝の宴の中に數多の禍を見そなはすが故なり。されば又或る祝の宴は天愛喜見王之を功德ありと思ひたまへり。嘗ては天愛喜見王の厨にて幾百千の動物ら日毎に殺されて料理せられき。然るに今、此の道誥の錄されたる時には、僅に三四匹の動物の日毎に殺されて料理せらるゝあるのみ。一匹の孔雀と一匹の鹿となり、但だこの鹿はしも恒のことにはあらず。これら三四匹の動物すら將來には殺さることなかるべし。

【】(2) 天愛喜見王の領内到る處に、又、チョーダ(Choda)人、パンヂヤ(Pandya)人、サティヤブタ(Satiyaputa)人、ケータラブタ(Ketalaputa)人など、の邊疆にても等しく、はてはタームラバルニー(Tamraparni)・ヨーナ王アンティヤカ(Yona-raja Antiyaka)、又このアンティヤカの隣なる諸の王等のもとまでも、到る處に天愛喜見王は二種の醫療の資を設けしめたまへり、人の爲の醫療の資と家畜の爲の醫療の資とはなり。また人に益あり

家畜に益ある草木の有ること無かりし處には遍く之を移植したり。根と果との有ること無かりし處には遍く之を移植したり。

【三】天愛喜見王宣りたまはく位に即きて十二年を経たりし時、朕は次の事どもを命じき。朕が領内判る處に、ユクタ(Yukta, Yuta)・ラージュウカ(Rajuka, Lajuka)及びブラーデーシュイーカ(Pradesika)は次の如くに道を宣べんがため、又併せて其の他の事務をなさんがためてふ、斯の目的を以て、五年毎に、彼等の擔へる區域にわたりて、遍き旅に出で立つべし。功徳多し父母に順なることは、朋友知り合ひ、また縁有る人々に對ひ、婆羅門(Brahmana)また沙門(Sramana)に對ひて、寛なるは功徳多し。動物を殺すこと無きは功徳多し。費を程宜くし所有を程宜くするは功徳多し」とマハーマートラ(Mahamatra)らの評定會はまたユクタらに命じて此等の則をば且は字を逐ひ且は理由を加へてならびに之を錄さしむべし。

【四】往にしことき幾百年に亘りて、動物を殺すことまた生物を傷くること、縁有る者に對ひて禮無きことまた婆羅門及び沙門に對ひて禮無きこと、是れ常に獎められきたれり。然るに今や、天愛喜見王が道を行ひたまへるに因りて、鼓の響は道の響となり、人民に示すに天なる車の像象や焰の塊やまた其の他の諸の天なる物などの像を以てするなり。嘗て幾百年に亘りて是れ有ること無かりしことども、今は天愛喜見王が道を宣べたまふに因りていたくも獎められたり、動物を殺すこと無き、生物を傷くること無き、縁有る者に對ひて禮有る、婆羅門及び沙門に對ひて禮有る、父母に對ひて順なる、また齡長けたる者に對ひて順なる、是なり。此の如き、また其の他數多方途にて道の奉行こそ獎められたれどかくて天愛喜見王の兒ら・孫ら・また曾孫らは

八〇一

世界の壞るゝ劫に至るまで常に斯の道の奉行を獎め、且つ道に住み善き行に住みつゝ、道を人民に宣べなん蓋し道を宣ぶること、是ぞ最も善き業なればなる。しかも道の奉行は善き行の缺けたる人には爲し得ざるところなり。是故に此の事を獎めて忽緒にせざること無き。生物を傷くること無き、縁有る者に對ひて禮有る、婆羅門及び沙門に對ひて禮有る、父母に對ひて順なる、また齡長けたる者に對ひて順なる、是なり。此の如き、また其の他數多方途にて道の奉行こそ獎められたれどかくて天愛喜見王の兒ら・孫ら・また曾孫らは喜見王によりて位に即きて十二年を経たりし時錄さしめられき。

【五】天愛喜見王宣りたまはく德有る行を遂ぐるは難し。德有る行を遂げんと立ち出づる者は難き事を成すなり。いま朕によりて德有る行數多遂げられたり。是故に朕が子ら孫らの中にて、また彼等より後に來らん朕が裔らの中にて、世の壞るゝ劫までも、此の務に應はん者は善き行を遂ぐるならん。されど此の務の一部たりとも之を忽にせん者は惡しき行を遂ぐるならん。そは罪は犯され易ければなり。過ぎし世々には達磨大臣(Dharma-mahamatra)と呼ばるゝ吏らは嘗て存せざりき。然るに達磨大臣らをば朕位に即きて十三年を経たりし時之を命じき。彼等は道を建てんとて、道を獎めんとて、またヨーナ人・カムボージア(Kambuja)人・ガンドハーラ(Gandhara, Gandhala)人・リストィーカ(Ristika)人またペーテンニカ(Petenika)人其他朕が諸の西方の邊疆の間にてさへ専ら道にいそしみをれる人々の安寧と幸福とのために總ゆる宗派の事を掌れり。彼等は從僕らまた主人らの事、婆羅門及び卑舍らの事、貧しき者の事また老いたる者の事に從ひ、専ら道にいそしみる人々の安寧と幸福とのために、彼等を現世の生に對する欲望より解脱せしめんために事に從へり。彼等は囚人等のもしは子ある者、もしは魅せられたる者、もしは老いたる者をばそれぐ金錢もて助け、

八〇三

もしは其の枷を除り去らしめ、また釋し放つべきことを掌れり¹³彼等は到る處にて、此處に於ても又あらゆる邊疆の都市に於ても、また朕が兄弟・姉妹・其の他朕に有縁の如何なる者あらんも其者の閨房に於ても事を掌れり¹⁴これら達磨大臣らは朕が領内判る處にて、専ら道に勵める人々の事を掌れり、則ちひと道を求むるに勵めるか又分に應ひて施を行へるかを確めんとなり¹⁵此の道誥の錄されたる所以の目的は、則ち其をして永く保たしめ又朕が裔をして其に合はしめんとなり。

【六】天愛喜見王宣りたまほく²往にし世々には政務を處するにも報告を致すにも時を選ばず爲されしこと未だこれあらざりき³されど朕は次の如く定めたり⁴報告者ら到る處に置かる、則ち朕が食しつある間にも、閨房にあるも、内室にあるも、雪隱にあるも、輜輶にあるも、園囿にあるも、何時にも朕に報するに人民の政務を以てせしめんとなり⁵かくて何處にても朕は人民の政務を掌るなり⁶もし朕親しく口づから命じたる恩賜又は宣布の事に係はり、もしくはマハーマートラらに委ねられたる緊急の事件に係はりて、マハーマートラらの評定會にて論議起り、又は修正生じなば、何處にても又何時にも、是れ直ちに朕に報せられざるべからず⁷此の如く朕は命じたり⁸そは朕遂に自ら力を盡し急に事を處するに於て自ら足ることなればなり⁹そは朕惟ふに、一切人民の安寧を獎めんこと、是れ朕の務なればなり¹⁰されども其事の根は即ち是れ勉め勵むと事を爲すに敏きとに在り¹¹蓋し如何なる務も一切人民の安寧を獎めんことよりもすぐれて重きはあらざればなり¹²而して朕如何に勵まんとも、其は朕が諸有の衆生に負へる負目を償はんがため、彼等をして此世にありて幸福ならしめ、また彼世にありて天に到らしめんがためにこそ爲さるゝなれ¹³惟れ此の道誥の錄さし

められたる所以のものは、即ち其をして永く保たしめん、また朕の子ら孫らまた曾孫らをして一切人民の安寧のために此に應はしめんがためなり¹⁴さはあれ是れ意を專にして勵むにあらざるよりは成し遂ぐること難し。

【七】天愛喜見王は一切諸宗の人々の何處にも住まんことを冀ふ²そはこれらの人々はすべて自制と意の清淨と兩ながら之を冀ふが故なり³さはあれ人々は種々の欲望と種々の激情とを有てり⁴彼等已が務の或は全分を充たさん、或は僅かに一分を充たさん⁵但だ豊かに施を行ふ人と雖も、苟も自制意の清淨感恩の念また確き歸依これなからんか、是人いとも賤しきなり。

【八】往にし世々には王等は遊覽に出づるを例としき²この旅にては狩獵其の他之に類せる諸の娛樂ぞ娯まれける³然るに天愛喜見王位に即きて十年を経たまひし時、王は三菩提(Sambodhi)にと出で立ちましき⁴これよりしてこれら道の旅こそ始められけれ⁵これらの旅にては次の事ども行はる、即ち婆羅門及び沙門らを訪ねて之に布施し、老いたる者を訪ねて之に金錢を賜ひ、國中の人民を歴りて之に道を教へ、又かゝる機に應はしきものなり⁶されど此の如き類の儀式は果を齋すことまことに少なし⁶然るに次の如き行は果を齋すことなりけれ。

と多し、即ち道を奉行するなり。是の内に次の事含まる、即ち奴婢從僕に對ひて應はしく懲勸なる、年上の者に對ひて敬ある、動物に對ひて柔しき、婆羅門及び沙門に對ひて寬なる、此等及び其の他之に類する諸の徳こそ道の奉行と名けらるゝなれ。是故に、父たり子たり兄たり主たる者應に言ふべきなり。是れ功德多し、此の奉行に遵ひて當に願ふ所を遂ぐるに至るべきなり」と。又かくぞ言ひ來りたる、「施は功德多し」と然れども凡そ道の施の如き施有ること無く、道の益の如き益有ること無し。是故に、友たり彼の幸を願ふ者たる縁有る者たり。また伴侶たる者は、苟も此の如き機には、まことに他を誠め勧めて言ふべきなり。應當に此を爲すべし。是れ功德多し、此の奉行によりて能く天に到るを得るなり」と而して、天に到ること、是にも増して願はしきもの何か有るや。

【二】天愛喜見王は榮も譽も許多の益を齎すとは思ひたまはず、但だ現世に於て、また遠き未來に於て、人をして道に聽き順はしめ、かくて人々道の諸の務に應ふに至らんに由るをば除く。此に由れる榮と譽とをぞ天愛喜見王は願ひたまふなる。さはあれ天愛喜見王如何なる努力を爲したまへばとて、其はすべて彼世の功德のため、又一切の者をして危きに陥らざらしめんが爲なり。その危きとは即ち罪過是れなり。されど低き人とりても高き人にとりても、他事を棄て、勉め勵むにあらざるよりは、之を遂ぐることいと難し。されど此等二者の中、高き者にとりてこそ、之を遂ぐることは實にいとも難けれ。

【三】天愛喜見王宣りたまはく道の施の如き施ある無く、道による親みの如き無く、道の配布の如き無く、道による親縁の如き無し。此の内に次のもの含まる、即ち、奴婢從僕に對ひて應はしく懲勸なる、父母

に順なる、朋友知人及び有縁の者に對ひ、婆羅門及び沙門に對ひて寬なる、動物を殺すこと無き、是なり。此に就いて、父たり子たり兄弟たり朋友たり知人たり有縁たり又は隣人たる者すらも、應に言ふべきなり。是れ功德多し、是れ應當に爲すべし」と。人もし此の如くに行はゞ、この道の施によりて、現世には福成るを得、彼世には窮み無き功德生ぜん。

【三】天愛喜見王は一切諸宗を尊びたまへり、出家の者をも在家の者をも、諸の施をもて又種々の類の款待をもて彼等を尊びたまへり。されど天愛は施をも款待をも、一切諸宗の心髓の振ひ興さるべきこと程には、之を重んじたまはず。たゞし心髓の振ひ興さるゝに多くの途あり。されど其の根は是れ言葉を慎むこと、即ち、應はしからぬ機に己れの宗を讀め他の諸宗を譏るべからざること、如何なる機にも程宜かるべきこと、是なり。されど他の諸宗は如何なる機にも宜しく之を尊ぶべきなり。人もし此の如くに行へば、彼れは己れの宗を振ひ興し併せて他の諸宗を利益するなり。人もし行ふこと之と異れば、彼れは己れの宗を害ひ併せて他の諸宗を辱しむるなり。そは誰人にもあれ、己れの宗を讀め、他の諸宗を譏る者は、總て是れ己れの宗に執するに由り、己れの宗を稱へんとてなるも、此人もし此の如くに行へば、此人は寧ろ己れの宗をいたくも傷つくるなり。是故に唯だ和合のみこそ功德多けれ、彼等應當に各他の則に聽き且つ順ふべきなり。蓋し諸宗悉く應當に學識に豈なるべく、而も其の教則に於て清淨なるべきこと、是れ天愛の願なればなり。又各己れの宗に屬ける人々には應當にかく語るべきなり。天愛は施をも款待をも、一切諸宗の心髓の振ひ興さるべきこと程には、之を重んじたまはず。而して數多の更等此の目的のために事に從へり、達磨大臣ら、婦人を

掌る大臣ら、地方の巡掠使ら、及び其の他の諸種の吏等なり¹⁴而して其の果は即ち、己れの宗を振ひ興せること、道を頌め榮えしむること、是なり。

【三】^(一) 天愛喜見王位に即きて八年を経たまひし時、カリンガ(Kalinga, Kalingya)人の國を征服したまへり²其處より追放せられたる者其の數十五萬、其處にて殺戮せられたる者其の數十萬、死にたる者其に幾倍しき³カリンガ人の國既に占められし後、天愛は意を專にして道を究め、道を愛しみ、道を人民に宣ふるに勵みたまへり⁴是れ即ちカリンガ人の國を征服したるに因れる天愛の懲悔なり⁵そは人未だ征服せられざる國を征服するや人民の殺戮と死と追放と則ち生ずること、是れ天愛のいとも痛むべく悲しむべしと思召したまふところなればなり⁶されど次の事をこそ天愛は之にも勝りて悲しむべしと思召したまふなれ⁷其處に住まへる婆羅門もしさ沙門、又は他の諸宗の者もしさ家長等⁸この人々の間には、高き位に在る者に對ひて順なること、父母に順なること、年上の者に順なること、朋友・知人・伴侶・有縁の者等に對ひ、奴婢・從僕に對ひて應はしく慇懃なること、及び確き歸依あることと則ち行はれるに、而も此の如き人々に對ひて茲に彼等の愛する人々の傷害もしは殺戮もしさ追放行はるゝなり⁸或はまた人々あり、其の寄する所の愛情些も減ぜざる朋友・知人・伴侶及び有縁の者等に災禍を蒙ることあらんに、設ひその人々自らは備足りてありとせんも、而も此の如きの災禍は則ちその人々自らにとりても亦是れ害となるなり⁹此の災禍總べての人々に分け負はさる、則ち天愛之を悲むべしと思ひたまへり¹⁰世にヨーナ人の間を除いては、婆羅門と沙門との一階級の住まはざる國あることなし、また何れの國と雖も、人々まことに何かの宗旨に屬しをらざる處あることなし¹¹是故に、カリン

ガ人の國の占領せられたる時に當りて總て殺されたる者、死にたる者、及び逐はれたる者たちの設ひ百分の一もしさ千分の一たらんとも、それをすら今や天愛いとも悲むべしと思ひたまへり¹²また天愛は設ひ彼れを害はん者に對ひてなりとも、恕し得ることをば恕さざる可からずと思召したまへり¹³また天愛の領内なる、設ひ森林の住民たりとも、其等をすら天愛は鎮め且つ諭して心安らへしめたまへり¹⁴而して彼等は天愛が懲悔にも係はらず有ちたまへる、彼等を罰すべき權力について告げらるゝ則ち彼等の能く己が罪に恥ぢ而して殺さる、勿らんがためなり¹⁵蓋し天愛は一切の衆生にむかひて傷害する勿らんこと、自ら制せんこと、及び威を行ふに際りて公平ならんことを願ひたまへばなり¹⁶而して此の征服をこそ天愛は最第一のものなれと思召したまふ即ち道による征服なり¹⁷而して此の征服は此處にても又あらゆる邊疆の間¹⁸六百由旬の遠きにアンティヨガ(Antiyaka, Antiyoga)と名けらるゝヨーナ王の治めたまへる處、又このアンティヨガの彼方四人の王即ちトゥラマヤ(Tulamaya, Turamaya)と名けらるゝ王、アンテキナ(Antekina)と名けらるゝ王、マカ(Maka, Maga)と名けらるゝ王、及びアリクヤシウダラ(Alikyashudala, Alikasudara)と名けらるゝ王、マカ(Maka, Maga)ぶまでも、又等しく南の方、チヨーダ人及びバーンチャ人の治むる處、タームラバニーに及ぶまでも、天愛之を幾度か遂けたまひたり¹⁹之と等しく此處なる王の領内にありて、ヨーナ人、カンボージャ人の間²⁰ナープハカ(Nabhaka)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²¹アンドラ(Andhra)人、パーラダ(Palada)人の間²²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間³⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間³¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間³²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間³³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間³⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間³⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間³⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間³⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間³⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間³⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁴⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁴¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁴²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁴³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁴⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁴⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁴⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁴⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁴⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁴⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁵⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁵¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁵²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁵³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁵⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁵⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁵⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁵⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁵⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁵⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁶⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁶¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁶²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁶³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁶⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁶⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁶⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁶⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁶⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁶⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁷⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁷¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁷²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁷³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁷⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁷⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁷⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁷⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁷⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁷⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁸⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁸¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁸²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁸³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁸⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁸⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁸⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁸⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁸⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁸⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁹⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁹¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁹²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁹³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁹⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁹⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁹⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁹⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間⁹⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間⁹⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁰⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁰¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁰²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁰³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁰⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁰⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁰⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁰⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁰⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁰⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹¹⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹¹¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹¹²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹¹³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹¹⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹¹⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹¹⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹¹⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹¹⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹¹⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹²⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹²¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹²²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹²³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹²⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹²⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹²⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹²⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹²⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹²⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹³⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹³¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹³²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹³³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹³⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹³⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹³⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹³⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹³⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹³⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁴⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁴¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁴²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁴³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁴⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁴⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁴⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁴⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁴⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁴⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁵⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁵¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁵²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁵³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁵⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁵⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁵⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁵⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁵⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁵⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁶⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁶¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁶²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁶³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁶⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁶⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁶⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁶⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁶⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁶⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁷⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁷¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁷²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁷³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁷⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁷⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁷⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁷⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁷⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁷⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁸⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁸¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁸²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁸³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁸⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁸⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁸⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁸⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁸⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁸⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁹⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁹¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁹²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁹³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁹⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁹⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁹⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁹⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間¹⁹⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間¹⁹⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁰⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁰¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁰²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁰³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁰⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁰⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁰⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁰⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²⁰⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²⁰⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²¹⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²¹¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²¹²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²¹³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²¹⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²¹⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²¹⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²¹⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²¹⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²¹⁹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²²⁰アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²²¹アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²²²アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²²³アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²²⁴アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²²⁵アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²²⁶アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²²⁷アンドラ(Andhra)人、ナープハパンクティ(Nabhapantki)人の間²²⁸アンドラ(Andhra)人、ナープハカ(Nabhaka)人の間²²⁹アンドラ(Andhra)人

道に合ひつゝあり又將に合ひゆくならん²⁰到る處²¹之によりて遂に得たる此の征服こそ満足の情を惹き起すなれ²¹道によれる征服に即する満足、此の満足は堅くこそ成れ²²されど此の満足はけにも果少なし²³天愛思ひたまはく唯だ他世に於ける果こそ大なる價のものなれと²⁴而して此道誥の錄されたる所以のものは、即ち、朕に生れなん子等及び曾孫等、應に新たなる征服をなすべしと思ふことなかるべきがため、もし征服にして彼等を喜ばすべくば、彼等應に慈愛と刑罰の輕きとを是れ²⁵喜となすべきがため、又彼等應に道によれる征服を唯一眞實の征服ぞと思ふべきがためなり²⁵此の征服は現世にて又後世にて果を齎らす²⁶而して彼等の喜²⁷をして總て勉勵に於ける喜たらしめよ²⁷そは是れ此世にて又後世にて果を齎らすが故なり。

誤の故なり。

二 岩碑二條道誥

【五】(一) 天愛の言のまゝに、トーサリー(Tosali)のマハーマートラなるその市の司法官たち、誥けらるゝこ

と此の如し²何にてもあれ朕が正しと認むることをば、朕之を實行によりて成しえけ、種々の方法によりて果し²了らんと努む³是をこそ朕は汝等を教化せんとの斯の目的のための第一の方法なれと思ふなれ⁴蓋し汝等は人々の愛慕を獲んとの目的もて幾千の人々の事に從ひをれり⁵一切の人類は朕の子なり⁶朕の子等のために朕は彼等が此世に於て又彼世に於て完き安寧と幸福を得んことを願ふが如く、まさに之と等しきことを朕は一切の人類のためにも亦願へり⁷而して汝等は此の朕の目的が如何ばかり遂に解らざるなり⁸唯だ或る一人のみ之を解れり、而も此者すら僅かに一部分をのみ、全分にはあらず⁹されば汝等設ひ善く備足りてありと雖も、須く之に意を用ふべし¹⁰應報を執り行ふに當りて往々にして或る一人或は鋸へられ或は慘き取扱¹¹を受くることあり¹¹此の如き場合に鋸ふるを禁むるの命或は圖らず此者に到り、之を除いて餘の多くの如き諸の傾向が汝の内に起らざらんやう努めざるべからず¹³然るざると在り¹⁶應報を執り行ふに憲れたる者は、起たざらん、されど人應當に動くべく歩むべく進むべきなり¹⁷此事に意を用ひんとする者、汝等に告げざるべからず、汝等が王に負へる負目を償ふを視よ、天愛の教は斯くこそ¹⁸之を奉行すれば、則ち大なる果を生ず、奉行せざれば則ち大なる惡を來す¹⁹そは若し人之を奉行するに能はざれば、則ち天に到ることをも得ず王を満足せしむることをも得まじければなり²⁰蓋し若し人此の務を盡すこと悪しくば朕が心如何にして能く懼ばんや²¹されどもし汝等之を奉行すれば、汝等は天に到ら

ん、而して朕に負ふの負目を償はん²²而して此の誥はティシュヤ(Tysya)の星宿の日毎に一切の人々に之を聽かしめざるべからず²³またティシュヤの日と日との間なる他の機にもよしんば唯だ一人になりとも亦屢ば之を聽かしめて可なり²⁴而して若し汝等此の如くに行はゞ、汝等は能く此の務を盡すを得ん²⁵此の誥を此處に録さしめたる所以は即ち、この市の司法官等をして常に不當なる拘禁もまた不當なる懲き取扱も人々に起ることなきやう努めしめんとてなり²⁶又次の目的の故に朕は五年毎に一人のマハーマートラの慘からず險しからずして穩かなる行ある者を遣はさん、即ち、司法官等が意を此の目的に用ひ、……朕の教の如くに行ひつつあるかかる委任なくんば三年以上を過ごすを許さじ²⁸同じく一人の吏タクシアシラ(Takshashila)よりも亦委任せられん²⁹これらのマハーマートラ等旅に出で立たば、己が務を忽にする事なく、彼等はよく司法官等が王の教を如實に執り行ひるか否かを確めん。

【六】ニテ 天愛の言のまゝに、トーサリーナる侯及びマハーマートラ等誥けらるゝこと此の如し²何にてもあれ朕が正しと認むることをば、朕之を實行によりて成し遂け、種々の方法によりて果し了らんと努む³是をこそ朕は汝等を教へんとの斯の目的のための第一の方法なれと思ふなり⁴一切の人類は朕の子なり⁵朕の子等のために朕は彼等が此世に於て又彼世に於て完き安寧と幸福とを得んことを願ふが如く、まさに然かく朕は一切の人類のためにも亦願へり⁶或は未だ順はざる邊疆にありて問ふあらん、「王は吾等について何を願ひたまふか」と⁷邊疆の人々について朕の願ふ所は唯だ是のみ、即ち人々の、天愛は彼等の朕を恐るゝことなく、朕に信頼せんこ

と、彼等の朕より唯だ幸福のみを獲、不幸を獲ざらんこと、彼等の天愛は恕し得ることをば恕さんとするものなるを解らんこと、彼等の朕によりて道を行ふに至らしめられんこと、及び彼等の現世及び他世に於て幸福に到らんことを願ふものなるを解らんこと即ち是なり⁸朕が汝等を教ふる所以のものは即ち、汝等を教へて汝等に告ぐるに朕の意志、朕の撓む可らざる決心と誓とを以てすることによりて、朕が彼等に負へる負目を償はんがためなり⁹是故に、是の如くに行ひて、汝等は汝等の務を盡し、以て彼等をして信頼せしめ、彼等をして、天愛は彼等にとりて父の如く、天愛は彼等を愛すること己の如く、彼等は天愛にとりて天愛自らの子の如くることを解らしめざるべからず¹⁰是の故に、汝等を教へ、汝等に朕の意志を告げたるによりて、朕は斯の目的のために總ゆる州々に吏等を置かん¹¹そは汝等は能くそれら邊疆の人々に信を起さしめ彼等をして道を行ふに至らしめんやう努めんがためなり¹⁴此の誥は四月毎にティシュヤの星宿の日に當りて一切の人々に聽かしめざるべからず¹⁵されど若し願はゞ、ティシユヤの日と日との間なる他の機にもよしんば唯だ一人になりとも亦屢ば之を聽かしめて可なり¹⁶汝等若し此の如くに行はゞ、汝等は能く朕の命を果し遂ぐるを得んなり。

三 柱碑七條道誥

【七】天愛喜見王宣りたまはく此の道誥は朕位に即きて二十六年を経たる時之を録さしめき。現世に於ける又他世に於ける幸福は、道のこよなき愛、詳しき反省、こよなき從順、こよなき畏れ、こよなき精勵あるにあらず。では、之を獲ること難し。然るにまことに朕の教によりて此の如くに道を畏み道を愛むこと日毎に増さり來りつ、また愈よ増さり行かん。朕の執政等も亦、高きと低きと中なる位なると皆、道に應ひ道を行へり、かくて則ち能く心恆なき人々を奮ひ起たしむるを得るなり。之と同じく邊疆のマハーマートラ等亦働きつゝあり。彼等の教は是れ、道に従ひて護り、道に従ひて處し、道に従ひて樂ましめ、道に従ひて言語を慎めとなり。

【八】天愛喜見王宣はく道を行ふは功德多し、されど何をか道は含める。其は罪を含むこと稀に、數多の徳高き行ひ、憐憫・寛容・信實・清淨を含めり。精神的洞觀の賚をも朕は數多方途によりて之を頒ち與へたり。一足また四足の動物に、鳥類及び水棲の動物に種々の惠を朕は賜ひぬ、生命の賚に至るまで。又其他許多の徳高き行をもまた朕は遂けたり。此の道誥を錄さしめたる所以のものは即ち、人々をして之に應はしめん、又其をして久しきに堪へしめんとなり。而して此の如くに行ふ者は善き行を遂ぐるならん。

【九】天愛喜見王宣りたまはく人々は唯だ己が徳高き行をのみ意に留む、謂へらく、「此の徳高き行をば吾ぞ遂けたる」と。彼等は些も彼等の惡しき行を意に留め、「此の惡しき行をば吾ぞ遂けたる、此の行こそ罪と呼ばるゝなれ」と思ふことなし。實にも是れ認むるに難し。されど實に是れ應當にかく認めざるべからざるなり。暴虐・殘忍・憤怒・傲慢・猜忌。凡そ此等の激情は罪深し、予をして實に此等の激情によりて自ら墮落せしむる勿らん」と。次の事ども應當に特に意を畱むべきなり。此の行は現世に於ける予の幸福

に、彼の行は他世に於ける予の幸福に資す」と。

【十】天愛喜見王宣りたまはく此の道誥は位に即きて二十六年を経たりし時朕之を録さしめき。朕のラジウカ等は人民の事を、幾十萬の人々の事を掌れり。朕は賞罰共に彼等の意に任するやう命じたり。そはラジウカ等をして固く信じて恐る、所無く己が務を遂けしむべく、此の國の人民に安寧と幸福とを頒ち與へしむべく、又人民を利益せしむべきが爲なり。彼等は如何にして人民の樂を生し又苦を生すべきかを知らん、而して意を道に專にしたる人々によりて此國の人民を勸め勵まし、以てラジウカ等をして能く朕を懼ばしめん。蓋し人其の子を慧き保母に託し、了りて、この慧き保母は吾が子を健に保つを得ん」と思ひつ、則ち信賴の念あるが如く、まさに然くラジウカ等は此の國の人民の安寧と幸福とのために朕之を任命したり。彼等をして恐るゝことなく、固く信じ、從容として、應當に己が務を遂げしめんがために、此の目的の故に、朕は賞も罰も共にラジウカ等の意に任すやう命じたり。そは司法の處置に於ても公平なるべく刑罰に於ても公平なるべきこと、是れ願はしければなり。而して朕の命令は、獄に在りて刑既に定まり死刑に宣告せられたる人々のために、朕によりて三日の開刑の執行の猶豫を許さるゝすら是れ有るに及べり。此の如くにして或は彼等の有縁の者彼等の生命を許されんやうラジウカ等に說かん、或は設ひかく說く者無しとせんも彼等は贈物を致し、若しくは他世に於て幸福に到らんがために斷食に堪へん。蓋し、設ひ猶豫の時盡きたりとも、彼等應當に他世に於て幸福に到るべきこと、是れ即ち朕

の願ふ所なればなり。而して種々の道の實行、自制、齋の配布などかくて人民の間に増し進めらるゝなり。

【三】(五) 天愛喜見王宣りたまはく²位に即きて二十六年を経たりし時、朕はこれらの動物の殺す可らざるを宣りき、即ち、鸚鵡・鷺・鶴・鷺・鷦鷯・喜面鳥・ゲーラータ・蝙蝠・土壠・鼠・小龜・碑礎・エーダ・エーヤカ・恒河ブルタカ・海鷗・魚・龜・豪猪・栗・鼠・シマラ・獻けの牡牛・家乞鳥・百果鳥・灰色の鶴・鄉子鳥及び用ひられも食はれもせざる總ゆる四足獸是なり。3兒を持てるか又は乳の出づる牝山羊・牝羊及び牝豚を殺す可らず、其等の仔の生れて六ヶ月に及ばざるもの亦然り。4雄鶲を去勢すべからず。5生ける動物の入りをる殻の類を焚くべからず。6森林を無益にも又は生類を滅さんがためにも焚くべからず。7生ける動物を以て他の生ける動物を飼ふべからず。8二のチャートゥルマーシー(Chaturmasi)夏・雨・冬・三季の各の満月の日)に當り、また鬼宿月の満月に當りて各三日の間即ち月の前分の第十四日・第十五日及び月の後分の第一日、ならびに年中の齋日には魚を殺し又は賣るべからず。9又此等と同じ日には他の如何なる種類の動物も象固にをり、又漁夫の生涯にをるものをば之を殺すべからず。10月の各分の第八日・第十四日及び月の後分の第十五日に當り、鬼宿の日・井宿(Punarvastu)の日に當り、三のチャートゥルマーシーの日に當り、又祭日に當り、牡牛を去勢すべからず。又他の日には去勢せらる、牡山羊・牡羊・牡豚及び其他如何なる動物も此の時には去勢すべからず。11鬼宿の日に當り、井宿の日に當り、各季の満月の日に當り、又各季の前分の間に當りては、馬ならびに牛に烙印すべからず。12朕位に即きてより二十六年を経たるまでに、此の間に朕は二十五回衆の囚人等を釋し放ちたり。

【三】(六) 天愛喜見王宣りたまはく²朕位に即きて二十六年を経たりし時、人民の安寧と幸福とのために、諸の

道説を錄さしめき、人民の其等に背くことなく、諸の説の中なる道を彌進するあらしめんとなり。3かくて人民の安寧と幸福と獲られん」と思ひつ、彼等を幸福に導かんがために、朕は單り朕の有縁の者等に對ひてのみならず、又遠きにあり近きにある人々に對ひて意を注ぎたり、また宜く人々を教へをるなり。4之と等しく朕はあらゆる階級の者たちに對ひて意を注ぎをれり。而して一切諸宗をば種々の款待を以て朕之を表彰したり。5されど朕が朕の最第一の務なりと考ふるところのものは即ち是れ、躬親しく人民を訪ることなり。7位に即きて二十六年を經たりし時、朕此の道説を錄さしめき。

【三】(七) 天愛喜見王宣りたまはく²往にし世々に在しし王等の願ひたまはく、道彌々行はれて人々をして益々道に進ましめん、と、されど未だ嘗て道十分に行はれて人々をして益々道に進ましめしことなりき。3之に就いて天愛喜見王宣はく⁴次の念朕に起りき。一方には、往にし世々にありて王等の願ひたまはく、道十分に行はれて人々をして益々道に進ましめんと、されど他方には、未だ嘗て道十分に行はれて人々をして益々道に進ましめしことなりき。6然らば如何にして人々能く道に合ふに至らしめられんか。7如何にして能く道十分に行はれて人々をして益々道に進ましめんか。8如何にして朕能く道をして彌々行はれしめよりて人々をして益々道に向上せしめ得んか。9之に就いて天愛喜見王宣べたまはく¹⁰次の念朕に起りき。11朕は道についての布告を公にせんとして道の教を布かんやう命ぜん。12此を聞いて人々則ち其に合はん、向上せしめられん、而して道彌々行はるによりて人々著しく道に進ましめられん。13此の如き目的の故に朕は道についての布告を公にせん。の教を布かんやう命じたり、由りて以て、數多の人民の事を掌りをる者等も亦それらの教に聞きて詳かに

道を人民に説き明かさしめんがためなり。又ラジウカ等も、幾十萬の人々の事を掌れる者なるが、此者等にも朕は命じぬ。かくかくの仕方にて汝等道に勵める人民を訓へ勸めよ」と天愛喜見宣りたまはく。此の事を念としつ、朕は道の柱等を建て、達磨大臣等を任命し、又道についての布告を公にしたり。天愛喜見王宣はく。道路には朕則ち榕樹を植えしめたり、人々と蓄類とに影を供せしめんとなり、又橡果林を植えしめたり。又八コーキ（Avayana）を距る毎に朕則ち泉を掘らしめ、水に降らんがための階段を造らしめたり。此處彼處に數多の飲水場を建てしめたり、人々と蓄類とを娛ましめんとてなり。されど此の如き所謂娛みは其の果少きものなり。蓋し往にし王等も朕自らも種々の慰もて人民をことほぎたり。されど朕の此を爲したるは彼等をして道の奉行に合はしめんとの目的のためなり。天愛喜見宣りたまはく。朕のそれらの達磨大臣等も亦出家の者併びに在家の者にとりて惠深き數多の事柄を掌れり、彼等は又一切諸宗の事を掌れり。或るマハーマートラ等をば朕則ち命じて僧伽の事を掌らしめ、他の者等をば朕則ち命じて又婆羅門及びアージーギカ（Ajivika）等の事を掌らしめ、他の者等をば朕則ち命じて又ニルグランタ（Nigrantha）等の事を掌らしめ、他の者等をば朕則ち命じて又他諸の宗派の事を掌らしめたり。此くしてそれぞのマハーマートラ等特に各和異なる教團の事を掌りつつあり。されど朕の達磨大臣等は此等諸の教團の事と共に一切の諸宗の事を掌れり。天愛喜見王宣りたまはく。此等及び其他數多の高き吏等は朕併びに皇妃等の賜賚を致すことを掌れり。而して遍く朕が後宮に於て此處（リブトラ）にても又國々にても兩ながら種々の仕方にて種種の値貴き施の受けられたるを告げれり。又他の吏等をば朕則ち命じて朕が子息等及び他の后等の子息等の

賜賚を致すことを掌らしめたり、道の尚き行及び道の奉行を進めしめんがためなり。そは道の尚き行及び道の奉行は即ち憐憫・寛容・信實・清淨・柔和及び仁慈がかくして人々の間に彌々行はるるに至らん事より成ればなり。天愛喜見王宣りたまはく。如何なる善き行を朕成したればとて、人民既に之に倣ひたり、而して之に應ひをれり。かくて則ち父母に順なること、長上に順なること、老いたる者に懇勤なること、婆羅門及び沙門に貧しき者及び困める者にさては奴婢從僕に對ひてさへ懇勤なることと彌々行はるるに至りぬ、又彌々行はるるに至らん。天愛喜見王宣りたまはく。さてかく人々の間に道を彌々行はしむることは朕之を唯だ二の方途によりて獎めたり。即ち、道の律に従はしむると訓を思はしむるとは是なり。されど此の二の中にて律に従はしむるは其の果少し、然るに訓を思はしむるによりて道は彌々著るく獎められたり。その道の律に従はしむるとは則ち是れ、朕命じて或る動物は殺す可からずと爲せる、是なり。されど猶其他數多の道の律の朕之を命じたるあり。然るに訓を思はしむるによりて彌々道を行ふこと人々の間に更に著るく獎められたり、蓋し其は生類を傷ふこと勿らしめ、動物を殺すこと勿らしむるに至りたればなり。さて此の命ぜられたる所以のものは、即ち其をして朕の子等曾孫等の治めん限り、日月の照らさん限り、永しへに保たしめん、かくて人々をして其に合はしめんがためなり。蓋し若し人此に合ひなば、現世にて又他世にて幸福を獲べければなり。此の誥は朕位に即きて二十七年を経たりし時之を錄さしめたり。之について天愛宣りたまはく。此の道誥は、久しく保たれんがために、もしくは石柱ありもしくは石板あらん處に則ち之を彫り刻むべし、と。

【三】「皇妃柱誥」天愛の言のまゝに、マハーマートラ等は何處にも誥けらるゝこと此の如し。此處にて第二皇

妃如何なる賜賚を爲したまはんとも、様果樹林なりとも、園なりとも、養育院なりとも、又は其の他何なりとも、之をその皇妃の名に於て錄すべし。是れは第二皇妃ティーヴラ母カールウザーキー姓の要なり。

【五】「カウサムビ柱誥」天愛命じたまはく²コーサムビなるマハーマートラ等³和合せしめらる⁴僧伽(Samgha)に受納すべからず。而して又僧伽を破らん僧又は尼は白き衣を著けて無住處に住せしめられざるべからず。

四 小柱碑道誥

【三】「其一サムチ柱」¹分たるを得ず²僧の僧伽も尼の僧伽も兩ながら朕の子等ならびに曾孫等の治らさん限り日月の照らさん限り永しへに和合せしめらる⁴僧伽を破りたる僧又は尼は白き衣を著けて無住處に住せしめられざるべからず。

【三】「其一サルナト柱」天愛¹分たるを得ず²僧の僧伽も尼の僧伽も兩ながら朕の子等ならびに曾孫等の治らさん限り日月の照らさん限り永しへに和合せしめらる⁴僧伽を破りたる僧又は尼は白き衣を著けて無住處に住せしめられざるべからず。

此の誥は僧の僧伽にも尼の僧伽にも共に之を告げざるべからず⁶此の如く天愛宣りたまふ⁷此の誥の一木を汝の執務所に備へて汝と共に存せしめ、而して其の他本を在俗の信徒等と共に存せしめよ⁸これら在俗の信徒等は各の齋日には來りて此の誥に信を起さしめられん、又恒に各の齋日にはマハーマートラは齋日の勤行に來り由りて以て此の誥に信を起し此を領解せん⁹汝の地方何處にも遍く汝は此の誥のまゝに吏を遣はすべし

【三】「其二ルムンディイ柱」天愛喜見王位に即きて二十年を経たまひし時、王は親ら來りて此の誥の語のまゝに吏を遣はさしめよ。此の誥は僧の僧伽にも尼の僧伽にも共に之を告げざるべからず⁶此の如く天愛宣りたまふ⁷此の誥の一木を汝の執務所に備へて汝と共に存せしめよ⁸これら在俗の信徒等は各の齋日には來りて此の誥に信を起さしめられん、又恒に各の齋日にはマハーマートラは齋日の勤行に來り由りて以て此の誥に信を起し此を領解せん⁹汝の地方何處にも遍く汝は此の誥のまゝに吏を遣はすべし

【三】「其三ルブナト巖誥」天愛宣りたまはく²朕あらはに釋迦となりしより二年半餘り過ぎたり³されど朕はいたく勵むことなかりき⁴然るに朕僧伽を尋ねていたく勵むに至りしより⁵其の間に南瞻部洲(Gambudvipa)に於て人々と一體に成りをらざりし諸の神々は今や朕之を人々と一體たらしめたり⁶そは是れ精進の果なればなり⁷而して是れ單り高き位の人々によりてのみ遂けらるゝことにあらず、低き人々と雖も設し勵みなば則ち大なる天にすら到るを得んなり⁸而して此の布告を公にしたる所以のものは即ち、低きも高きも共に勵むべく、朕が邊疆の住民すら之を知るべく、又此の如き勵をして打續くべからしめんとなり⁹蓋

五 小巖碑道誥

【三】「ルブナト巖誥」天愛宣りたまはく²朕あらはに釋迦となりしより二年半餘り過ぎたり³されど朕はいたく勵むことなかりき⁴然るに朕僧伽を尋ねていたく勵むに至りしより⁵其の間に南瞻部洲(Gambudvipa)に於て人々と一體に成りをらざりし諸の神々は今や朕之を人々と一體たらしめたり⁶そは是れ精進の果なればなり⁷而して是れ單り高き位の人々によりてのみ遂けらるゝことにあらず、低き人々と雖も設し勵みなば則ち大なる天にすら到るを得んなり⁸而して此の布告を公にしたる所以のものは即ち、低きも高きも共に勵むべく、朕が邊疆の住民すら之を知るべく、又此の如き勵をして打續くべからしめんとなり⁹蓋

し、此の事は朕之を進ましめん、而も著しく進ましめん、少くとも一倍半には進ましめん¹⁰而して汝等此の事を嚴ありて適はしき處に刻ましめよ¹¹又此の地に石柱のあらん處には則ち其を石柱に刻ましめざるべからず¹²而して此の布告の語のまゝに汝は汝の地方到る處遍く吏を遣はさるべからず¹³此の布告を朕は旅にありて公にしたり¹⁴二百五十六夜旅にありて過ごしたり。

【三】〔サハスラム巖説〕天愛宣りたまはく²朕在俗の信徒となりしより……年……³されど朕はいたく勵むことなかりき⁴……より一年半餘り過ぎたり⁵而して南瞻部洲なる人々、其の間神々と一體となりをらざりしが、今や朕によりて神々と一體たらしめられたり⁶そは是れ精進の果なればなり⁷單り高き位の人々によりてのみ遂けらるゝことにあらず、低き人々と雖も設し勵みなば則ち大なる天にすら到ることを得んなり⁸いま此の布告を公にしたる所以のものは、即ち、低きも高きも共に勵むべく、朕が邊疆の住民すら之を知るべく、また此の如き勵をして久しく打續くべからしめんとなり⁹而して此の事は朕之を進ましめん、而して著しくさへ進ましめん、其は一倍半に、少くとも一倍半には進ましめん¹⁰此の布告を朕は旅にありて公にしたり¹¹二百五十六夜にありて過ごしたり¹²而して汝等此の事を嚴に刻ましめよ¹³而して此處朕が領内に石柱のあらん處には則ち又其を刻ましめよ。

【三】〔バイラト巖説〕

【三】〔カルクターバイラト巖説〕マーガダ王天愛、僧伽に禮し、彼等の健にして安らけからんを念す²卿等よ、朕が佛陀と達磨と僧伽とに致す恭敬と歸依との如何に大なるか、是れ卿等の知らるゝところなり³卿等よ、

力(Aliya-vasa)〔三〕未來の怖畏(Anagata-bhaya)〔四〕牟尼の偈陀(Muni-gatha)〔五〕牟尼本事經(Moneya-sūta)〔六〕優婆室沙問經(Uptisa-pasina)及び〔七〕祝がれたまへる佛陀が偽について宣りたまひし羅賀羅經(Laghula vāda)——卿等よ、朕は欲ふ、數多の僧等の及び尼等の集が繰返して此等の達磨の釋に耳傾け、而して之について省みんことを⁶之と同じく在俗の士も女も共に行ふべし⁷卿等よ、朕の此を錄さしむる所以のものは即ち彼等をして朕の志を知らしめんとてなり。

【三】〔マスキ巖説〕天愛阿育の〔布告〕²朕が佛陀釋迦となりてより一年半〔餘り〕過ぎたり³朕が僧伽を尋ねてあらはに奮ひ起ちしより既に「一年」餘り過ぎたり⁴嘗て南瞻部洲に於て人々と一體と成りをらざりし神々は今や人々と一體たるに至れり⁵此の目的は低き人と雖も苟も意を道に專にしたる者によりて達せらるゝを得るなり⁶人此の如く思ふべからず、「唯だ高き人のみ此に達するを得ん」と⁷低きにも高きにも共に告げざるべからず、「汝等もし此の如くに行はゞ、此の事は榮えて永へに保たん、而もかくて一倍半までも進まん」と。
【三】〔アーリヤギリ巖説〕シウヴァルナギリ(Suvarnagiri)より、アーリヤブトラ(Aryaputra)及びマハーマーントラ等の語のまゝに、イシラ(Isila)なるマハーマートラ等の健勝を念じて告ぐらく²天愛かく命じたまふ³朕が在俗の信徒となりしより一年半餘り過ぎたり⁴されどまことに朕は一年の間はいたくも勵むことなかりき

⁵されど朕が僧伽を尋ねていたく勵むに至りしよりまことに一年餘り過ぎたり⁶されど南嶺部洲の人々は、其の間嘗て一體と成りをらざりしが、今や神々と一體たるに至れり⁷蓋し是れ精進の果なり⁸そは是れ高き位の人のみ之に到るを得るにあらず、低き人と雖も、設し彼れ勵みなば、自由に大なる天に到るを得るなり⁹此の布告を公にしたる所以のものは、即ち低きも高き位なるも此の如くにして勵まなん、朕が邊疆の住民すら之を知らなん、而して此の勵の久しううち續かなんがためなり¹⁰而して此の事は朕之を進ましめん、而も著しくさへ進ましめん、其は少くとも一倍半までも之を進ましめん¹¹此の布告を朕は旅にありて¹²公にしたり¹³其の時二百五十夜旅にありて過ごしたり¹⁴天愛更に宣はく¹⁵父母に對ひて順ならざるべからず、長者にも然り、動物に對ひて確き憐憫を示さざるべからず、語ること眞實ならざるべからず、これらの道の諸徳を奉行せざるべからずと¹⁶之と同じく弟子は師を敬はざるべからず、人は有縁の者に對ひて適はしき態度にて振舞はざるべからず¹⁷此は是れ古の則なり、而して此ぞ長き生命に導くなる¹⁸かく人は行はざるべからず¹⁹筆者チバグ之を錄す。

【三六】〔セーリシッダプラ嚴誥〕

【三七】〔ヘジアティンガーラメスプラ嚴誥〕

〔三八〕〔エーバラバル丘洞窟誥〕(其ノ一)天愛王位に即きて十一年を經たりし時、此の榕樹洞窟をアージギカ等に賜ひき。

〔其ノ二〕天愛王位に即きて十一年を經たりし時、クバラティカ山なる此の洞窟をアージギカ等に賜ひき。

(其ノ三)天愛王位に即きて十九年を經たりし時、極めて快きクバラティカ山なる此の洞窟を朕は雨期の間の避所として賜ひき。

阿育聖王詔勅 完

阿育聖王詔勅略解

阿育大王(Asoka-maharāja)は佛滅第三世紀孔雀王朝第三世として世に出で、カリンガの戦に廻心して佛教に歸依し、爾來三十年、心力を盡して政教の恢弘に努め、或は佛蹟を巡拜し、或は佛典を結集し、或は碩德を四方に派して弘教傳道し、以て能く恆河流域の一地方的佛教を世界的宗教たらしめ、世界史上稀有の功績を樹てたまへり。大王がよりて以て徳を布き信を勧めんがために石柱に巖壁に鏽刻せしめたる道誥今に存す、則ち此に譯出するものは是れなり。因に云ふ「聖典」舊版は主として Vincent A. Smith : Asoka, the Buddhist Emperor of India, 1901 の英譯に依り、其の主要なるものを抄譯したるもの、今此の新版に於ては其を棄て改めて E. Hultzsch : Inscriptions of Asoka, 1925 の精密なる英譯に依り、其の全部を譯了したり。

而して其の全部は之を Hultzsch 氏に從ひて次の如くに序次せしむ。

- 一、巖碑十四條道誥(一至四)
二、巖碑二條道誥(一五)
三、柱碑七條道誥(一七至二五)
四、小柱碑道誥(一六至二九)

五、小巖碑道誥(三〇乃)

是なり。中に就き

一、「巖硝十四條道誥」(一至四)

Girnar, Kāsi, Shahbāzgarhi, Mānsehra, Dhauli 及び Jaugāda の六巖碑に刻まる道誥なり、各十四條より成る語に本來或は磨滅に因る多少の出入ありと雖も總て殆ど全く同文なり、今譯は Girnar 所刻に據り、此に缺けたるを他諸碑に依り補ひて成す、其の詳は後の註によりて知れ、本文内「」符小字にて記すは譯者の補註なり、下之に倣ふ。尙此の十

八二六

八二七

四條中の第八條の斷片 Bombay-Sopara に刻せらるゝあり。

二、Dhauli 及び Jaugāda の巖碑には十四條外更に別に二條の道誥を刻む、彼此同文なり、則ち「巖碑二條道誥」(一六)として譯出す。

三、「柱碑七條道誥」(一七至三〇)は Delhi-Toprā, Delhi-Mīrāṭh, Lauḍiyā-Arrāj, Lauḍiyā-Nandangarh, Rāmpurā, Allahabad-Kosam の六柱碑に刻まる道誥なり、各六條より成る、文全く同じ。但し Delhi-Toprā 柱碑は六條の外更に獨立の一條を加へて七條より成る、今譯此に據る。而して Allahabad-Kosam 柱碑には六條の誥の外更に別に「皇妃誥」(四)及び「カウサームビー誥」(五)ありて刻せらる、則ち此に附錄せしむ。

○然るに此の「カウサームビー誥」に類する小道誥は他諸處に存す。其の柱碑なる(四、小柱碑道誥)(一六至二九)は則ち Sānchi, Sārnāth, Rummindet, Nigali-Sagar の四處に在り、其の巖碑なる(五、小巖碑道誥)(三〇乃)は則ち Rūpnath, Sahastram, Bairāt, Calcutta-Bairāt, Maski, Brahmagiri, Śiddāpura, Jatinga-Rāneśvara, 及び Barābar 雲窟の九處に在り、文各出入す、今譯各別出せしむ。

次に本文右傍に△符を置けるものに就いて、本文の異同を註し併せて句義の不明なるを明にする。異同は其の文句の相異なるものに限り、而して句義に影響するなきの語に及ばず。

一、岩碑十四條道誥(一至四)[一]「此處」とは王の領内の義、參照一三一五—一五參照四二—一七蓋し王族にして嚴しき菜食に堪へざる者の爲にか——〔一〕「諸の王等」とは蓋し一三七に云ふ四王か——〔三〕「其他の事務」とは參照一五二九——〔四〕「道の響」とは D. R. Bhandarkar 謂く「鼓の響は戰か公報か或は人民に何かの觀物を示す時に之を豫告するを例とす、今阿育廻心求道に入りしより其は復た軍鼓たらず唯だ人民を來たして何かの觀物を見しめんと欲す、その觀物たる

や道を布き且つ進めんとする爲のものなるが故に茲に茲は則ち道を宣ぶるものとなれるなり」と。参照一〇一—²「天なる車の像」云々、D. R. Bhandarkar は此を以て人民に道を奉行せしめ以て能く此の如き光景に充つる天界に到らしめんが爲に示さると爲す「象」は氏則ち白象の姿なせる佛の象徴なりと爲せども或は護世天王の乘御なる白象を示せるか「火の塊」とは Childers に依るに光明殊特なる人格の象徴なり——⁵「常に」の語(K)に依り補ふ——⁹「彼等」とは阿育王の子孫を謂ふか、參照本條⁵——〔五〕⁷「犯され易ければなり」(G及S)を(K)は「まことに疾く歩めばなり」に作る——¹⁰乃至¹⁵此間(G)に磨滅多し、(K及S)に依りて補ふ——¹⁰「西方の邊疆」——¹¹「生に對する欲望」(G及S)を(K)には「生の繫縛」に作る——¹²「魅せられたる」bewitched, katiabhiikara とは蓋し不治の病に悩める義か、Bühler は不幸に壓倒されたると讀す——¹³「此處」を(G)には「バ・タリブウトラならびに」に作る——「朕が兄弟」の上に(D)には「朕みづからの」の語あり——¹⁴「朕が領内」(D)には「全世界」に作る——「勵めるか」の次に(K)の他の諸碑に「もしくは道に於て立つところあるか」の句を加ふ——「分に應ひて」云々(K)の句(S)には「賜賚をたまはりたるか」に作る——〔八〕¹「王等」(G及K)を(S)には「天愛ら」に作る——⁴「これら」(G及K)を(S)には「此處には」に作る——〔九〕³「婦女たち」(G及K)を(S)には「母たち、妻たち」に——「卑しくして」を「害ある」に作る——⁸「主たる者」云々(G及K)を(S)には「主たり友たり又はただ隣人に過ぎざる者たりとも」云々に作る——「至るべきなり」(G)の次に(K)には「朕此に遷はんと念ひつ」の句あり、(S)には「其がまことに遂げられたる後朕は復た此に遷はんと念ひつ」の句あり——⁹乃至¹³の五節(G・D 及J)は本文の如し、(K・S及M)には全く異りて次の如し、「⁹そは他の諸の儀式は其の果疑はしきものなればなり¹⁰或は人之によりて目的を達せん、されど彼れ之を爲さざらん¹¹しかも其等は唯だ此世に於て果を得るのみ¹²然るに道の奉行は時に限らるゝことなし¹³設ひ人之によりて其の目的を此世にて達せざらんすらも、而も限り無き功德他世にありて生ぜん¹⁴さ

れど若し人之によりて其の目的を此世にて達せんか、其よりして兩の利益生ぜん、即ち、道の奉行によりて、此世にては願ふ所の目的達せられ、彼世にては窮み無き功德生ぜんこと、是なり」——〔一〇〕¹「至らんに由るをば」(G)を(K及S)に「至らんに由れる榮もしくは譽を欲したまふをば」に作る——〔一一〕²「道による親みの如き無く」(G及S)の句(K)に無し——¹²「有縁たり」(G)の語(K及S)に缺く——〔一二〕¹「彼等を尊びたまへり」(G)の語(K及S)に缺く——⁹「和合」の語(S)のみ「自制」に作る——〔一三〕此章(G)缺損甚だ多し、(K)に依り(K)の缺をば(S)を以て補ふ——¹²此三節(G・K)に無し、(S)を補ふ——⁷參照一二一及二三²⁶——¹⁷「此處」とは王の領内なり——²⁰此の征服」の語(K)の次に(S)に「到る處に繰り返して遂げ得たる征服」の語あり——²¹此句(G及S)には「滿足は道によれる征服に即して朕に獲られたり」に作る——²⁶此句(S)には「而して總べて他の企圖を棄て去ることに於て彼等に喜あらしめよ、是れ道の喜なり」に作る——〔一四〕²〔三〕(K)に依る——〔G〕第十三誥下方右側に「けにも世に遍く幸福を齎らす眞白き象」云々と刻せり——〔K〕岩碑北面に象を描ける下に「最も善き象」と刻せり——〔D〕第六誥の終に「白きもの」の語あり、此岩碑頂に刻せる象を云ふなり——

二、岩碑二條別誥(一六)〔一五〕⁵ Save munisa paja mama.——⁹「設ひ」(D)の句(J)に「設ひ汝等善き境遇に在りと雖も」に作る——¹⁰「應報を行ふに當りて」(D)の語(J)に無し——「或は」兩ながら(J)に無し——¹⁶「起たざらん」(D)を(J)に「動き起たざらん」に「動くべく」を「應報を執り行ふに動くべく」に作る——¹⁷「汝等に告げざるべからず……と」を(J)に「天愛の教は斯くこそ」と云ひて王に對する汝等の負目を償はんやう汝等に勧めざるべからず」に作る——²¹參照一六¹²——²²參照一六¹⁴——²⁶「……」(D)に缺け(J)には更に多く缺けたり——〔一六〕¹此節(J)には「天愛宜りたまほく、サマーバー Samapa なるマハーマートラ等王の言のまゝに詰けらるゝこと此の如し」に作る——²乃至⁵

此聞(D)に三四の缺句あり、(J)を以て補ふ——⁸ 參照六¹²——¹⁰「總ゆる州々に」云々の句を Kern 譯は「朕は國を汝等の監護に委ねん」となす、これらの更は一五²⁶至²⁹に云はれたるマーハーマートラと同義ならん——¹⁴一五²²²³ 參照——^三、柱碑七條道誥(至二五乃)¹「一七」⁵ 參照一六¹³——「一八」⁵ 參照二¹——⁶ 參照五⁴——⁸ 參照同上⁵——¹¹「一〇」⁷「執政」²⁹ 參照一七⁵及三三¹³——「一一」⁴ 參照一三¹⁰——⁵ 參照一二¹——⁶ 參照八⁵——¹¹「一三」¹³ 參照二¹⁰ 7及二三¹³——²⁹ 參照五¹³——³⁷ 參照二¹——¹¹「一五」⁵「無住處」とは僧尼の住む可からざる處。

四、小柱碑道誥(至二九乃)

五、小岩碑道誥(至三〇乃)¹「三〇」⁵ 參照四²——⁹「此の事」即ち道を宣べ傳ふること——¹¹「此地」即ち王の領内——¹³「旅」²⁹ 參照八¹——¹¹「三」全文三〇 參照——「三二」此誥缺損多し、文前語に同似す——「三三」²歸依三寶——「三四」全文三〇 參照——^{三五}同上——「三六」及「三七」殊に後者は缺損甚し、其文は「三五」に同じ、但し其の¹²以下の文無し而して「三七」には¹⁶の初に「是れ天愛の道なり」の句あり。

其佛本願力
皆悉到彼國生
不退轉¹自致
皆悉²聞名欲往
施衆善無邊如海
所獲善根清淨者
回施衆生如是事
我說彼尊功德事
歸命盡十方無礙
願生安樂國來³
世尊我一心世尊
歸命盡十方無礙
願生安樂國來⁴
世尊我一心世尊
歸命盡十方無礙
願生安樂國來⁵

其佛の本願力
皆悉彼の國に到りて
不退轉に致らん
皆悉彼の國に到りて
不退轉に致らん
我彼の尊の功德の事を説く
衆善無邊にして海水の如し
獲る所の善根清淨なれば
衆生に回施して彼の國に生れん
我彼の尊の功德の事を説く
衆善無邊にして海水の如し
獲る所の善根清淨なれば
衆生に回施して彼の國に生れん
我彼の尊の功德の事を説く
衆善無邊にして海水の如し
獲る所の善根清淨なれば
衆生に回施して彼の國に生れん

我作論說偈
願見彌陀佛
普共諸衆生
往生安樂國

我詔を作り偈を説く
願はくは彌陀佛を見たてまつり
普く諸の衆生と共に
安樂國に往生せしめたまへ

自信教人信
願以此功德
難中轉更難
大悲傳普化
真成報佛恩

自ら信じ人を教へて信ぜしむるは
願はくは此の功德を以て
難きが中に轉た更難し
大悲を傳へて普く化するは
真に佛恩を報するを成す

願平等に一切に施し
同じく菩提心を發し

安樂國に往生せん

聖典緣起

由來この聖典は信仰第一書と稱せらる。東西教學の精髓は皆この聖典の弄引に過ぎず、古今宗教の要諦も亦悉くこの聖典の眞詮に歸すべし。何等の主義も何種の思想もこの聖典に對する時は一切の諍論を止息し、自然に圓滿なる調和に同歸すべし。故にこの聖典は、人々永劫の生命にして、同親同愛の家珍たり。是れ國民精神の大本にして、人類同依の元々たり。自由の眞なるもの、平等の偽ならざるもの、平和の實なるもの、正義の虛ならざるもの、獨この聖典にのみありて存す。予已に久しくその光澤を被る、焉んぞ廣くその慶幸を四海同胞の間に頒たざるを得んや。爾るに諸種の聖典既に坊間に行ふ、今特に梓を新にする所以のもの別に由あり。

今より十有六年前、予新に印度より歸り、親しく 鏡如宗主に侍し聊か文獻の事に從ふ。當時文運の進歩に乘じ聖教の刊本陸續として行はるゝに鑑み、教學興隆上深く感する所あり、聖典編修の方法に關し一大改善の加ふべき要あるを思ひ、虔んでこれを宗主に獻言したる事あり。偶々日露の戰あり、予亦忽ち比叡山中

の人となりて遂に果さず、深くこれを憾と爲す。當時予の改修意見は要するに左の如し。

一、根本方針として聖典を廣略二種に分つ。廣本は金口の聖説より列祖・高祖・中祖並に歴代宗主の消息に至るまで悉くこれを網羅したるものにして學修に資せしめ、略本は専ら實用に適切なるものを撰修し、特に諸縁の簡易を尚び、晨夕の修養と内外の宣傳とに便ぜしむ。

二、漢文聖典は須らく國譯を加ふべく、和語聖教と雖も少くとも略本に在りては出來得る限り訓譯を用ふべく、進んで口語體に改譯したるものも撰修すべきこと。その他句逗・假名遣等一定の規則を存すべきこと。

三、廣本と略本とを簡ばず、乃至苟も一切の聖教は將來悉く一定の分章・分節を施し、以て調卷・員數の不同を統一して多種刊本の参照に便すべし。

四、宗學研究の方法を策進せんが爲に須らく聖典の冠頭に同・類・違・破・本・釋・具・略等の諸文参照 Reference を新修の章節に依つて附記すべく、また別に通俗讀仰に便せんが爲に註釋を加へたるものを編成すべし。

五、聖典の刊定は事態頗る重大にして、輒く坊間に委すべきものに非す。必ず須らく本山自ら衆望に先ちてこれを實行し、公準を示して以て坊間の覆刻を寛大にすべし。

爾來予嘗て所志を捐てず、窺かに因縁の熟到を期せり。明治三十九年正月予寓を東都に假るに及んで、復屢々當路に語りて解せられず、已むことを得ずして遂に自ら所志を實行せんと欲せり。爾るに聖典編修の事たる固より名利の業たるべからず。況んや改譯・分章等意外の苦心を要し、校正印刷の勞また頗る丁寧を要とする。這間の消息を解するものを得て事を共にするに非ずんば、聖典をして恐らくは坊間の一著子に伍せしむるに終らん。偶々明治書院主三樹君有り、幸に予の志を諒としこれが梓行を快諾せらる。予嘗て同君と事を共にし深く同君の斯業に忠篤なるに敬服す。乃ちこの良友を得たるを喜び徐ろに編修の事に從ふ。而して正しく事に當るに及んでその益・容易の業に非ざるを知り空しく數年を経過す。

大正二年秋三樹君荐りに修了を促し、諸友亦熱心上梓を勧告するあり。是に於て先づ試に略本を上梓し、その成績に鑑みて或は直ちに廣本を修成し、或は引照略本を修成する等の方針を定むべしと爲し、白井成允、高島浩園二君の熱心誠實なる援助に依り幸にこの聖典略本一巻を修了し、大正七年六月始めて印刷に從ひ本年九月遂に校了を見るに至れり。吁謝すべし喜ぶべし。乃ち筆を執つてこの本縁を記す。

單に聖典と稱するもの意簡略を尙ぶに存し、語は親鸞聖人の教行信證に據る。この書既に聖典の略本なり偏へに實用を主とす。故にその奉持の便易を計り内容と形式と凡て一にこれを規とす。

初に歎徳文を安く。是れ親鸞聖人頌徳表とも稱すべきものにして、畏くも近くは、孝明天皇親しく宸筆を染めさせられ、報恩講式と共に書寫し給ひ、文久元年三月聖人六百回忌法要を修するに當り特に本願寺に賜はらせらる。聖教一部に冠して以て長へに、聖慮の存する所を感戴し、また以て眞俗相資の妙諦を領せしむ。歎徳文以後聖教選擇の標準及び配列の次第は持誦の人自ら知らん。爾るに若し更に聖教の加ふべきものあらば希はくは指教に咨ならざれ。

聖教の中漢文のものは必ず國文に譯すと雖も、原文の漢字を存するに注意し、和文のものは、假名文字の連續多きに過ぎて解し易からざるは漢字に改譯せり。また訓音の用法は且く古例に准す。然れども時運を攻ふるに永く此の如くなるべからず。

八三六

分章のこと特にこの聖典あるの眼目を爲す。爾るに原典自然に章段を分てる淨土三經・御傳鈔・御文章・口傳鈔・歎異鈔等の如きは辨じ易しと雖も、歎徳文・教行信證・安心決定鈔等に至りては頗る難し。或は大科を逐ひ、或は大分に從へり。更に道友の指教を俟つ。

八三七

爾るに章目を附するに當りて終始一貫唯數目を加ふるに止めて、第章の二字を加へざるを可とす。是れ印行の半にして覺る所ありしも如何ともすること能はず、他日の訂正を期する所なり。

各章下の分節は聖教によりて纏細の別あるべし。教行信證の如き、特に精細に章節を分てるはその内容に順すると研讀・引照に便ぜんが爲なり。和讀・御一代聞書の分章法も亦稍々別意を存す。

諸の偶頃の中重出のものなきに非ず。是れ傍に禮誦に便ぜんが爲なり。

卷末、聖德太子十七條憲法並に阿育聖王詔勅を加へたる所以、請ふ精讀熟慮して自ら思擇すべし。後日更に釋尊聖傳・法句經・四十二章經等修道に資すべきものを漸次に加へんことを欲せり。また記す、太子憲法・育

王詔勅は共に白井君を勞せしこと多大なり。育王詔勅に關しては主として Mr. Smith 氏の英譯に依ると雖も、別に上山任介君を勞し、原文と對校しス氏の誤を匡し多少の改譯を試み、且つ散克利・巴利語との對譯を附す。固より意に充たざるものあり、希はくは完璧を他日に期せん。

この書人師の題序等を乞はざるは聖典なるに依る。又その内容・形式共に獨自の意に依るもの多きを以て、或は世評の累を及ぼさんことを畏れ猥りに師友の名を假らず、獨その責に當る所以なり。

以上聖典刊行の用意を略敍し了りぬ。要は是れ廣聖典修成の試鍊のみ、先づ試にこの略典を刊し、これを底本として次に引照本を刊し、次に廣典を刊し、廣典の引照本を刊し得て以て所志を遂げんとするに在り。惟ふに予生來内外・色心に瓦りて障縁甚だ多し、恐らくはこの願望を成就すること能はずして終らん。然りと雖も

佛祖の護念あり、江湖の道友必ずや予と志を同じうするもの、遂に克く廣典引照本を大成するに至らんこと予の信じて疑はざる所なり。

八三九

終に臨んで予は先づ深く白井・高島二君の誠實なる助力に感謝す。蓋し組織・分文一切の責は予に存すと雖も、過去一年有半に亘りて親しく修文・校訂の勞苦を嘗めたるものは二君にして、この書の成るは全く二君の賜と云ふも可なるが故なり。また育王詔勅の校修に關しては上山君を勞する所多かりしを謝す。而して終始に亘りて周到なる外護を得たる吾が三樹君に對して特に深く謝する所なかるべからず。若し夫れ予にしてこの聖典を修成するに至りし三世順逆の因縁を考量し来る時は、顯冥無盡の同親・族戚・師友・知己臘々として眼前の大空に満てるを覺ゆ。爾者則茲に虔みて

佛祖の攝護を仰ぎ、同事の諸友と共にこれを吾が三世の至親・同族に進め、友人・知己に獎め、吾が國民に勧め、相共に仰ぎ願はくは恭しく

至尊に薦め奉り、廣く世界人類に宣傳して以て不盡の常樂を俱に共にせん。

大正第八己未の歲九月十日の夕

皇都白山々房に在りて

島 地 大 等 識 す

大正十年三月二日、この聖典を

天皇

皇后 兩陛下

皇太子殿下に傳獻し虔修本初の志願を満足し得たり。我等の慶何者かこれに若かんや。

島 地 大 等 謹 識

改修縁起

上掲ぐる所の縁起の文は是れ先師逍遙院師の舊版聖典の巻末に記したまひし所にして、實に今此の改修聖典の淵源たり精神たり。然るに舊版固より未だ全きに非ざりしも、廣く世に行はれて版を重ぬること十六回に及びしに、大正十二年九月忽ち彼の大震火災に遭ひて原版亦烏有に歸しぬ。爾來舊版を改修して更に完全に近け復び之を世に布かんこと、是れ先師の不斷に念じたまひし所にして三樹氏亦屢々之を

八四一

懇懃せり。

大正十四年八月、先師本願寺夏安居の本講として京都に在しとき、始めて改修の方針を決して生等に告げたまふ所あり、生等旨を奉じて漸く其の編纂を進め、十五年八月則ち印刷に着手しき。爾より意を専ら校正の嚴密に注ぎ、疑はしきは則ち以て先師に問ひ、斯の淨業に導かれつありしに、噫、悲しい哉、

昭和二年七月四日曉、先師遂に往生せしめたまひぬ。仍ち涙の裡に罪を謝し、御影向の御像に勵まされつゝ事に從ひ、今茲に方に斯の淨業成就せんとするに值ふ。

然れば則ち先づ改修の方針を記さん。

今斯の改修版『聖典』は是れ舊版『聖典』の復興にして、先師が其の『縁起』に於て述べたまひし動機の實現に一步を進めしものなり。而して其の編纂の根本方針は一部の『聖典』を正續二編に分たんとするに存す。『正編』は則ち今本是れ、即ち如來金口の經と祖師親撰の典とを中心とし、列祖の讚偈と先賢の遺教と、凡そ淨土真宗の信徒日々拜誦すべきものを收む。『續編』は、其の刊行を將來に期すと雖も、七祖の論釋を中心として『眞宗法要』中尙ほ正編に遺す所を容れ、彼此相補ひて則ち眞宗學の根源的典籍を網羅せんとす。

今本編纂の動機此の如し。是を以て其の内容に於て些か舊版に加減する所あり。則ち大無量壽經 観無量壽經 に於て舊版は國譯のみなりしを今本には其の原本を對照せしむること舊版の阿彌陀經の如くならしむ。阿彌陀經は舊版に等し。

偈に十二禮を加ふ。

教行信證 舊版には御自釋の國譯のみを掲げ引文は總べて之を略したるに、今本には御自釋は已存の國譯に更に原文を對照せしめ、而して引文をば遺す所無く國譯として收む。

新に 淨土文類聚鈔 愚禿鈔 入出二門偈 三經往生文類 尊號眞像銘文 往還廻向文類 一念多念證文 唯信鈔文意 を收め、以て舊本已存のものと併せて茲に 親鸞聖人親撰の聖典は殆ど全く網羅す。而も此等の中の後一書を除く他總べて原漢文なるが故に之を國譯に對照せしむ。(但し此等の中三經往生文類 尊號眞像銘文 等には今本所收の文の他に特に重要な異本ありて存す、此等は之を續編に收めんとす。)

改邪鈔 及び 真要鈔 を加ふ。

歩船鈔 は之を削れり、續編に入れんとす。

歎德文 御傳鈔 の他新に 式文 及び 御俗姓 を加ふ。

領解文 の次に 御裁斷の御書 御遺訓の御書 を加ふ。前者は世間流布のものと別なるを取る。

聖德太子憲法 の國譯に修訂を加へ且つ原文に對照せしむ。

阿育王詔勅 は全く舊譯を棄て、新に E. Hultzsch 氏に據りて國譯し且つ其の全分を盡す。

而して全分に亘りて諸典配列の順序を變更し、又舊本に存したりし第章の二字を削りて終始一貫唯數目を置くに止む。その數目も舊本の分節を改訂する所多かりしが故におのづから舊本と一致せず。

此の如く今本の内容之を舊本に比するに著しく増加したり。仍ち外形亦之に應ぜしめ其の版を大にせり、蓋し讀むに易からしめんが爲なり。然れども猶ほ諸縁を思ふに或は之を縮刷して形を舊本の如く小ならしめ、以て普く天下に流布せしめ易からしむるを可とせんか、冀くは之を他日に期せん。

以上、今本の内容と外形と舊本に異なる所を記しぬ。其の他の編纂と校正との方針は總べて是れ舊本に同じく敢て違はず。

然るに聖典の編輯に際して先師の特に意を留めたまひし所は實に分章分節の事に在り。是れ蓋し依

りて以て諸刊本の統一と諸文句の参照とに便じて真宗學研究の方法を策進せんが爲に他ならず。是を以て今本改むる所の親鸞聖人親撰の諸典は先師の親ら章節を分ちたまひし所、其の他の舊本已存のものたると今本新加のものたるとを問はず總ての區分も亦是れ先師の閲したまひし所なり。然れども生等が校訂の至らざる、或は先師の意に附はざるものあらんか、特に之を恐る。

但だ教行信證の分節は、御自釋の分は是れ舊本に依る、即ち先師の親ら分ちたまひし所なり、引文の分は其の訓方と共に殆ど専ら中井師の校訂本に依る、是れ亦先師の旨に従へるなり。是を以て或は自釋の分と引文の分と分節の方針を異にするかの觀を呈す。然れども是れ亦先師の知りて敢て爲したまひし所、其の微意は蓋し他日諸文参照の業の成らん時に至りて自ら明かならん。

豈特に教行信證のみならんや、凡そ今本遍く用ふる分節の業に含まる所の眞意は今本も猶ほ能く之を實現せず、唯だ他日諸文参照の業成りて先師の所謂廣聖典の世に出でん時始めて之を知らん。

今本『聖典』虔修の用意略此の如し、是れ先師の親しく語げて以て生等の校訂を督したまひし所の條規なり。

然るに阿育王詔勅は E. Hultzsch 氏に據るべきことは先師の旨を奉じたりと雖も、其の譯文と註

と一に成允の成す所にして而も遲延遂に先師の覽を経る能はず、懈怠の罪これを最も甚しと爲す、恐懼に堪へず。

顧るに生等魯鈍の才を以て圖らず先師の命を受け、聖典印行の淨業に従ひてより凡そ二年半、特に意を校訂の嚴密に用ひたるも各公務ありて業に専なるを得ず、覺えず遷延して遂に成を先師世に在ししの日に告げ得ざりしことはれ千歳の恨事にして懈怠の罪報泣血すべし。實に先師御病牀にして絶えず此の淨業を看たまひしに悲しい哉、然れども先師は既に此業の成るの日幾きを喜び安祥として往生の素懷を遂げたまひぬ。然れば則ち此の聖典の成る是れ一に先師の願力の成就せしめたまふ所なり。而して此の願力は是れ先師が常に生等に訓へたまひし所のかの還相廻向の大行に於て更に此世に臨み働きたまふが故に、生等則ち此に乗託して更に續編の修訂に志し、何の日、何の縁にか遂に能く先師の所謂廣本聖典の成就を見んことを期せん。

茲に謹みて今本聖典刊行の由來を敍し終る。終に臨みて生等は特に三樹氏の久しきに亘る篤實周到なる外護を感謝す、是れ微りせば斯業の成る實に期す可らざりしならん。又、教行信證は其の印行原稿の

整理について特に上山任介兄を煩はす所あり、其の原稿の臺本として中井玄道師の勞苦に充ちたる刊本を用ひたり、併せ記して感謝の意を表す。而して更めて茲に恭しく十方の師友同朋に請ふ、生等の不敏なる必ずや先師の深意を盡さざるものあらん、冀くは示教したまはんことを。

嗚呼、改修版聖典刊行方に成らんとす。然れば則ち成らん日先づ此を先師影向の靈前に獻げて敬みて慚愧し感謝したてまつらん。

昭和二年十二月八日

白井成允
島浩園
岸宏之
合掌謹識

八四六

大正八年九月廿五日初版印刷

大正八年九月廿八日初版發行

昭和三年四月八日改修印刷

昭和三年四月十五日改修發行

聖典奥附

定價金參圓八拾錢

總革製四圓八拾錢

編者

島地大

發行者

東京市神田區錦町一丁目十番地

三樹退

印刷者

東京市本所區番場町四番地

守岡

功三等

印刷所

東京市本所區番場町四番地

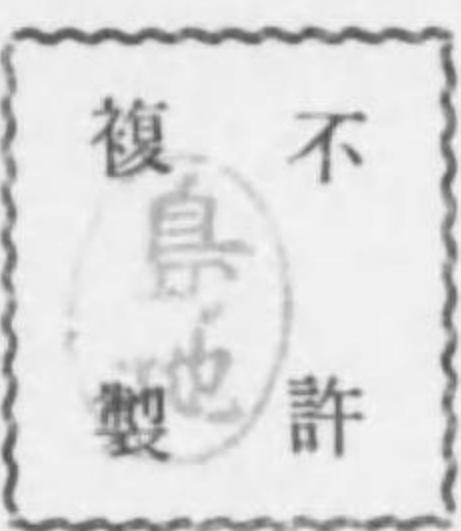
凸版印刷株式會社本所分工場

發行所

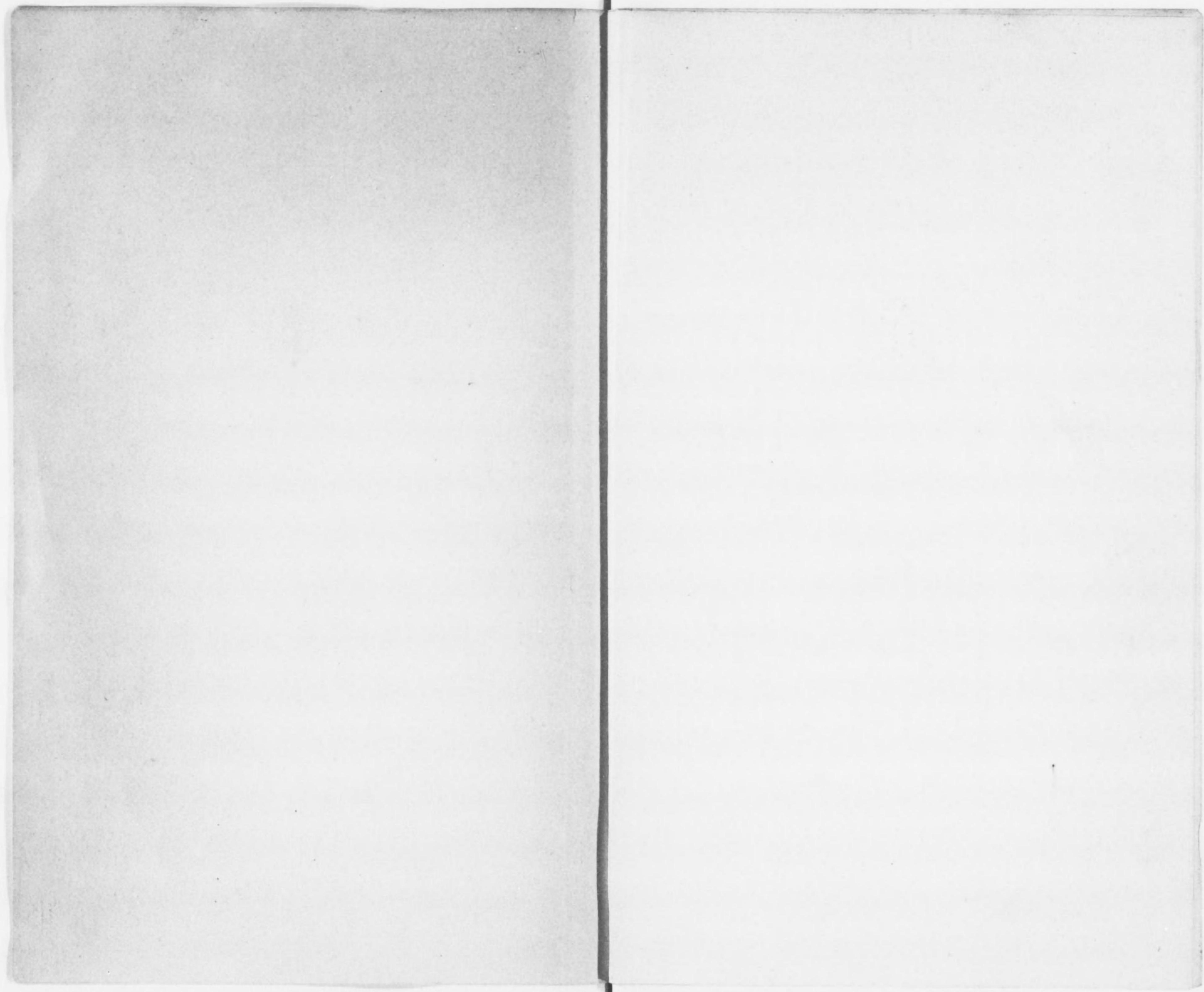
振替口座東京四九九一
一丁目

株式會社

明治書院



電話神田(25)
二二一
六六四
九九一
六五四
番番番



388
108

終

